

アクロス福岡匠ギャラリーにおける企画展の実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人アクロス福岡（以下「この法人」という。）が、伝統文化の振興を図るために、アクロス福岡文化情報ラウンジ内匠ギャラリーを地域の伝統工芸・民芸品の発表の場として広く開放することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 この要綱における利用者は、以下の要件を満たす者及び団体とする。

- (1) 企画品目が伝統工芸・民芸品に関するものであること
- (2) 実演・体験等によるふれ合いの場を設定していること
- (3) 営利目的でないもの
- (4) 主として、専門的に制作に携わっている者又は団体
- (5) 県内で活動している者又は団体（県外の場合は県内の活動者との共催であること）

(展示内容)

第3条 展示内容は、伝統工芸品・民芸品の紹介として行う製品の展示、制作及び使用の実演、制作体験指導などとする。

2 この要綱にいう伝統工芸・民芸品とは、手作業を中心とする伝統的な技法により制作された日常生活に役立つ物品及び玩具をいうものとする。

(利用期間等)

第4条 利用期間は、1週間以内とする。

2 展示時間は、午前10時から午後6時までの間とする。

(利用申し込み)

第5条 利用申し込みは、利用開始日の前年度に行い、年1回の申込期間内に行えるものとする。

2 利用申し込みは、申込者がアクロス福岡文化情報ラウンジ内匠ギャラリー利用申込書（以下「申込書」という。）を次の場所に提出して行うものとする。

福岡市中央区天神1丁目1番1号
公益財団法人アクロス福岡事業部情報グループ
(092-925-9101)

3 申込書の提出時間は、休館日以外の午前10時から午後6時までとする。

(利用の承認)

第6条 利用の承認については、申し込みの内容をこの法人が審査した上、決定するものとする。ただし、この法人が必要と認める場合は、申し込みの内容について変更の上、承認することがある。

2 この法人は、前項により利用の承認を決定した場合、速やかに申込者に対して利用承認の通知を行うものとする。

(利用料金等)

第7条 会場及び貸し出し備品の利用については無料とする。

2 広報活動に要する宣伝負担金については、福岡県の国指定伝統的工芸品7産地枠企画展1企画10,000円(消費税含む)、一般企画展1企画30,000円(消費税含む)とする。

(展示物等の販売)

第8条 展示物等の販売については、アクロス福岡匠ギャラリー企画展における販売に関する事項に定めるものとする。

(利用承認の取消及び利用の中止)

第9条 利用の内容が下記のいずれかに該当する場合、この法人は利用承認の取消し、中止、変更を命ずることができるものとする。

- (1) 申込書又は打合せ内容に虚偽の記載、事項があるとき
- (2) 施設の管理運営上、支障があると認められるとき

2 前項の場合において、利用者はこの法人に損失を求めないものとする。

(原状回復)

第10条 利用者は利用終了後、直ちに施設及び備品等を原状に回復しなければならない。

(施設等の破損に伴う利用者の賠償責任)

第11条 利用者は施設又は備品等を破損、滅失又は汚損したときは、直ちにこの法人に届けなければならない。

2 前項の破損等が利用者の故意又は過失によるものであるときは、その回復に要する経費として、この法人が認定する額を利用者が負担しなければならない。

(この法人の賠償責任)

第12条 施設の利用に際し、次の各号に該当するときにはこの法人はその賠償の責めを負わない。

- (1) 展示品等の紛失、盗難、破損があったとき
- (2) 利用者の責めに帰すべき事由により利用者が損害を被ったとき
- (3) 利用者の責めに帰すべき事由により第三者が損害を被ったとき

(その他の運用等)

第13条 この要綱に定めるもののほか、施設の運用等に関し必要な事項は、福岡県国際文化情報センター条例(平成6年福岡県条例第23号)、同施行規則

(平成6年福岡県規則第77号)及び福岡県国際文化情報センターの管理及び利用手続きに関する規程を準用するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 アクロス福岡匠ギャラリー企画展における販売要領(平成24年4月1日制定)は廃止する。

アクロス福岡匠ギャラリー企画展における販売に関する事項

アクロス福岡匠ギャラリーにおける企画展の実施要綱第8条の規定による、展示物等の販売に関する取り扱いは下記のとおりです。

記

1 承認要件

- (1) 販売は、企画展の主たる目的である展示・実演等に付随して行われるものであること。
- (2) 飲食物を販売する場合にあっては、アクロス福岡が認めた範囲のものであること。

2 販売手数料

展示物等販売に伴う販売手数料は徴しません。

3 注意事項

- (1) 販売を行う場合は、その旨を看板等により掲示してください。
- (2) 過度の販売勧誘は行わないでください。
- (3) 販売価格は、販売品ごとに価格を明示してください。
(消費税等に関する表示を含む。)